

2014年7月24日

各位

株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員
吉田正昭

公正取引委員会の勧告について

2014年7月24日に公正取引委員会より勧告書を受領したことについて、下記の通りお知らせいたします。

記

当社は、公正取引委員会より2014年7月24日付の勧告書（公取取第802号 以下「本勧告」という）を受領いたしました。勧告の理由は、2014年4月1日より実施された消費税増税に伴い、当社の業務受託者（インストラクター）の業務委託報酬に消費税増税分の3%が適正に転嫁されていなかったというものです。

当社は、本勧告に先立って2014年5月中旬に行われた公正取引委員会の調査を受け、社内調査を実施いたしました。その結果、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に照らして業務受託者の皆様に対する増税分が適正に転嫁されていないものと判断し、対象となる業務受託者の皆様に対し、2014年4月に遡って転嫁不足分を支払うこと、並びにその旨の契約書を改定することを最優先に取り組みました。これにより、2014年7月18日、対象となるすべての業務受託者の皆様に対し、転嫁不足分についての支払いを行い、かつ、その旨の契約書改定を完了しております。

また、上記対応について、全社員に周知徹底するとともに、再発を防止するべく役員研修並びに外部講師による専門研修を実施し、消費税適正転嫁に関する対応窓口や委員会を設置するなど、今後も消費税増税分を適正に転嫁した業務委託報酬をお支払いする体制を整えております。

今回の事態に至りましたことに対し、業務受託者の皆様はもとより、お客様、お取引様をはじめとするご関係の皆様方にご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

本勧告を真摯に受け止め、今後このような事態を生じさせないよう、引き続き社内において勧告内容を周知徹底するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、法令遵守の徹底並びに社内体制の整備に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社ルネサンス
経営企画部
03-5600-5457